

植生情報のオンライン上での公開に関する申し合わせ

2017年10月21日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会編集委員会規則第10条に基づき、植生情報のオンライン上での公開に関し必要な事項を定める。

(公開の範囲)

第2条 次の各号に該当する植生情報の全文を公開する。

- (1) 本会が著作権を有するもの(植生情報16号以降)
- (2) 発行から1年が経過したもの

(公開基盤)

第3条 植生情報の公開基盤は本会のホームページとする。

(非公開期間の短縮)

第4条 次の各号に該当する記事について、運営委員会の承認を経たものは、非公開期間を短縮することができる。

- (1) 非公開期間の短縮が本会および公共の利益に資するもの
- (2) 編集委員長が必要と認めたもの

(雑則)

第5条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

附則 2017年10月21日制定

1. この規定は2017年10月22日から施行する。